

## インフラ等の維持管理における新技術・データの利活用について

(国土交通省 港湾局 技術企画課)

【分野】	港湾
【施設】	港湾施設、港湾荷役機械
【法令・要領・ガイドライン等】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾法</li> <li>・ 港湾の施設の技術上の基準を定める省令</li> <li>・ 技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示</li> <li>・ 港湾の施設の点検診断ガイドライン</li> <li>・ 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン</li> <li>・ 港湾荷役機械の点検診断ガイドライン</li> <li>・ 港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン</li> </ul>
【対象施設の維持管理に関する新技術】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドローンの活用</li> <li>・ ナローマルチの活用</li> <li>・ 水中部ドローンの活用 等</li> </ul>
【対象施設に関するデータ利活用について】	<p>【1. 台帳整備に係る規定の有無、台帳の整備状況・公開状況】  港湾法第49条の2で規定。港湾管理者にて台帳を整備している。港湾法施行規則第14条の2に基づき、閲覧を求められた際に提供。</p> <p>【2. 対象施設に関するデータベース・データプラットフォーム等の構築状況、他のデータプラットフォーム等との連携状況】  維持管理情報データベースを構築。維持管理計画、点検・診断記録、維持補修記録を各港湾管理者と情報共有。社会資本情報プラットフォームにおいて7.5m以深の係留施設の情報を公表。</p>
【新技術の周知及び利用促進に関する取組・今後の方針】	港湾等メンテナンス会議や研修等で事例紹介。